

出店者の遵守事項

<p>共通の 遵守事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 出店中は出火防止及び火災等の災害発生時の被害の軽減に努め、主催者及び防火担当者等から火災予防上の指示があれば従うこと。 2 火災等の災害発生時は、災害発生時の初動体制（別紙2）に従って、<u>初期消火・119番通報・避難誘導</u>を行うとともに、速やかに主催者・防火担当者・運営本部・連絡担当者等に報告すること。 3 火災等の災害発生時の主催者等への緊急連絡先を把握しておくこと。
<p>火気取扱い時の 遵守事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 主催者（防火担当者）が火災予防上必要な業務に関する計画を作成するにあたり、火気器具の使用や危険物の取扱い等の情報を提供し協力すること。 2 対象となる火気器具（液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具）の取扱い時には、わかりやすい場所に<u>消火器</u>を設置すること。 3 対象となる火気器具本体に不具合がある場合は使用しないこと。また、説明書等に基づき使用すること。 4 ガスを取扱う時は、ボンベを直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置し、転倒防止の措置を講じ、火気器具へ供給するホースはびび割れや劣化の無いものを使用し、接続部の締め付けを確認すること。 5 火気器具等の周囲に可燃物を置かないこと。
<p>危険物品の 取扱い時の 遵守事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 発電機を使用する場合は、あらかじめ燃料を満タンにし、閉店まで給油を行わないようにすること。<u>やむを得ず給油をする場合は、防火担当者に連絡をし、近隣の露店等に声をかけたうえで行うこと。この場合において、エンジンの停止と、ガソリン携行缶のエア抜きを徹底し、火気の無い十分に安全な場所で行うこと。</u> 2 ガソリン携行缶は密栓し、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない風通しの良い場所に保管すること。 3 危険物の取扱い、保管場所は観客等から十分に安全な距離を取ること。

火災等の災害発生時は、まず「**119**」通報

「主催者」「防火担当者」「運営本部」「連絡担当者」に連絡